

LLP・LLCの会計問題

——実務対応報告公開草案第19号を中心に——

齋藤 雅子

Accounting Issues on LLP and LLC

—On Exposure Draft of PITF No.19—

SAITO Masako

Abstract

The Accounting Standard Board of Japan (ASBJ) has released for public comment Exposure Draft of PITF No.19, Practical Solution on Investors' Accounting for Limited-Liability Partnerships (LLP) and Limited-Liability Companies (LLC). This paper studies the accounting issues on two points: the legal difference between LLP and LLC, and the selected application of accounting procedures. LLC is the organization of internal autonomy type as well as LLP. It is important to consider the accounting procedure for LLC to make use of the merit. Now three accounting methods for LLP give the significant issue to discuss toward only one method.

キーワード：有限責任事業組合（LLP），合同会社（LLC），実務対応報告公開草案第19号，
会計処理方法，法人格，事業体，民法上の組合

1. 問題の所在—LLP・LLCの制度化—

わが国では有限責任事業組合（Limited Liability Partnership, 以下、LLPとする）及び合同会社（Limited Liability Company, 以下、LLCとする）の法制度が2005年に相次ぎ整備された¹⁾。LLP・LLCはパートナーシップ型の組織形態であり、出資者が経営者となる。両者には出資者の有限責任制や出資者による内部組織の運営や利益分配が行われるなど共通点が多い。LLCは法人格を有し、容易に組織再編が可能な事業体であるため、ローリスク型の事業に向くとされる。LLPは出資者の個性・能力を生かした組織とされ、構成員課

税²⁾が適用されるなどハイリスク型の共同事業に適しているといわれる。わが国のLLPはLLP法施行後の同年9月末日の時点で100件を超えている³⁾。アメリカやイギリスにもLLP・LLC制度がある。すでにアメリカのLLC総数は90万を超え⁴⁾、イギリスでは約1万社のLLPが誕生している⁵⁾。

法制化や国内外での利用件数の増加を受け、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan, 以下、ASBJとする）は2006年1月27日、実務会計報告公開草案第19号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」（以下、公開草案第19号とする）を公表した。公開草案第19号については、LLCの出資者に対してLLPの出資者と同様の会計処理が認められていない。しかし、LLCはLLPと設立趣旨が近似しており、LLPと同様の会計処理方法が認められるのではないかとといった考え方もできる⁶⁾。また、国際的には会計処理方法の選択適用が排除される傾向であるのに対して、公開草案第19号ではLLPの出資者に対する会計処理方法は複数認められている。さらに、会計処理方法の選択によっては生じる評価差額をどのように取扱うかが問題である⁷⁾。

そこで、本論文では、国内外のLLP・LLC制度を概観した上で、公開草案第19号を中心に法的性質のちがいと会計処理方法の選択という論点でLLP・LLC出資者の会計処理上の問題を検討する。

-
- 1) LLPは経済産業省主導の下「有限責任事業組合契約に関する法律」（2005年5月6日公布、法律第40号、以下、LLP法とする）で規定され、同年8月1日に施行されている。また、LLCに関する規定を含む「会社法」（2005年6月29日公布、法律第86号）は2006年5月1日に施行されたが、当初施行期日については「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」（会社法附則1）となっていた。なお、法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp/>（「会社法の概要」、第3会社法Q&A, Q23）を参考にした。
 - 2) パス・スルー課税（pass-through）とも呼ばれる。事業体に課税されず出資者に直接課税されるしくみで、事業体課税と出資者課税の二重課税を防ぐことができる。
 - 3) 経済産業省 [2005 d], 1頁。
 - 4) 米国LLCの総数については、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service: IRS）ウェブサイト<http://www.irs.gov/taxstats/article/0,,id=97119,00.html>を参考にした。
 - 5) 高市 [2005], 29頁や多田 [2004], 22頁による。
 - 6) 公開草案第19号（Q3,A）においてこのような考え方が検討段階で生じたと示されている。
 - 7) LLP・LLCの会計問題については佐々木 [2005] や林・荒井 [2005] 等で指摘されている。

2. LLP・LLC制度の概要

（1）LLP・LLCとは

LLP（有限責任事業組合）とは「個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込又は給付の全部を履行することによって、その効力を生ずる契約（以下、「組合契約」という）によって成立する組合をいう」（LLP法第2条、第3条）。LLC（合同会社）は「出資者全員が有限責任社員であり、会社の内部関係においては民法上の組合と同様の規律（原則として、社員全員の一致で定款の変更その他会社の在り方の決定が行われ、各社員が自ら会社の業務の執行にあたるという規律）が適用される新設された会社類型をいう⁸⁾。

図表1はLLPとLLC及びその他組織形態（株式会社、民法上の組合）の特徴を示している。LLPは出資者の損益通算や構成員課税が認められるが、法人格がないため政府系融資や保証が受けられないなどの信用上の問題を抱えている。LLPとLLCの共通点をまとめると以下のとおりとなる。

- ・原則として出資者が自ら経営に携わる（LLP法第12条／会社法第590条）。
- ・内部自治が出資者に委ねられ、取締役会や監査役などの設置が強制されない（LLP法第34条／会社法第621条、第628条）。
- ・出資目的は金銭その他の財産であり（LLP法第11条／会社法第578条）、全額払込が要求される（LLP法第3条、第24条第2項／会社法第578条）。

参考：LLP法，会社法，増島 [2005]，74-75頁。

（2）わが国導入の背景—組合制度の限界—

わが国でLLPやLLCの諸制度が導入されたのか、簡単にいえば既存制度上の組織形態では最近の企業活動を捉えられなくなったということである。また、組織形態は法規定や税務に大きな差異をもたらす要因である⁹⁾。企業活動のグローバル化や高度化への対応として共同事業やベンチャー創出を促進し、それら事業を支える人的資産の役割を生かすための新しい事業体のニーズが高まったのである。

8) LLCの定義は法務省 [2005 b]，25頁による。

9) 増島 [2005]，74頁。

図表1 LLP・LLC とその他組織形態の特徴

組織形態 特徴	LLP (LLP法)	民法上の組合 (民法)	株式会社 (会社法)	LLC (会社法)
法人格 組合員/社員	なし	なし	あり	あり
①責任	組合員全員：有限責任	組合員全員：無限責任	社員全員：有限責任	社員全員：有限責任
②人数	出資者2人以上	組合員2人以上	社員1名でも可	社員1名でも可
③資格	個人又は法人 うち1名は国内居住者 又は内国法人	制限なし	制限なし	制限なし
出資				
①目的	金銭その他の資産	金銭その他の資産	金銭その他の資産	金銭その他の資産
②労務出資	不可	可	不可	可
③効力	全額払込のみ	契約による合意	一部払込でも可	全額払込のみ
損益分配	不要	不要	株主総会を経て行われる。	分配決議を経て行われる。
業務執行	全組合員 一部のみ委任可	業務執行組合員 (無限責任)	全社員でなくても可	全社員でなくても可
登記	必要 (組合契約書の作成)	不要 (組合契約書の作成)	必要	必要
許認可	各組合員が取得 官庁ごとに対応	各組合員が取得	株式会社を主体	LLCを主体
組織変更・組織再編	新設で対応 合併不可	制度なし	組織変更が容易 合併・分割などが可能	株式会社へ変更可能 合併・分割が可能
課税	構成員課税 (パス・スルー)	構成員課税 (パス・スルー)	法人課税	法人課税
活用ケース	・ 企業同士の出資による共同事業(JV) ・ ハイリスク・ハイリターンの共同事業(個人出資) ・ 出資者の信用・個性を重視するケース	・ 建設業JV, 映画製作などに利用 ・ 事業の存続性がないケース	・ 幅広い事業形態 ・ 所有と経営が分離した組織形態 ・ 法人格を重視するケース	・ 将来の株式公開を目指した企業同士の出資による共同事業 ・ ローリスク・ローリターンの共同事業(個人出資) ・ 法人格を重視するケース

参考：林・荒井 [2005], 23頁・増島 [2005], 75-76頁。

経済産業省 [2005 a] が挙げているLLP法制定の目的は以下の3点である。第1に、海外では、LLP及びLLCの制度が企業のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業などの振興に一役を担っている。第2に、わが国では、有限責任制、内部自治原則、構成員課

税を兼ね備えた事業体は存在しなかった。第3に、LLP制度の創設がベンチャーや中小企業と大企業の連携や大企業同士の共同事業、ITや金融の専門的知識を持つ人材を生かすことで、新しい産業を創造できる。どのような事業体を選択するかによって所有者責任や業務執行、利益分配などを決めるだけでなく、適用税制も決まる¹⁰⁾。そのため、時代に合った事業体制度の確立が必要なのである。

これまで特に共同事業の多い建設業や映画業界などでは、組織内部の関係や課税上の扱いを重視し、民法上の組合の制度が利用されてきた¹¹⁾。この民法上の組合も出資者すべてに無限責任性を求めたり、組合財産の登記が不要であったりと債権者保護の観点では問題があった。企業活動のボーダレス化が進み、他業種でもハイリスク事業への投資を行うのに共同事業のニーズが高まった。一般的に、リスク分散の手段である共同事業は株式会社形態で設立されることが多い¹²⁾が、株主が有限責任であることを除き、以下のような問題、すなわち、

- ・出資額の多寡に応じた利益分配しかできない。
- ・取締役会や監査役の設置が強制される。
- ・二重課税のおそれがある。
- ・損益通算ができない。

等を抱えていた。民法上の組合よりも利用可能性に優れ、債権者保護を実現する事業体制度の実現がわが国の実務からのぞまれるようになった。日本経済団体連合会（以下、経団連とする）は1999年に公表した政策提言の要望書において、早くからこのような民法上の組合の限界と新たな事業組織としてのLLP及びLLC制度の必要性を指摘していた¹³⁾。

（3）海外のLLP・LLC

① アメリカ¹⁴⁾

アメリカのLLP制度は1991年テキサス州が採用したのを契機として他の州に広がった。1994年には改正統一Partnership法、1996年には統一LLP法（Uniform Limited Liability Partnership Act: ULLPA）が制定され、Limited Partnership（無限責任Partnerと有限責

10) 石井 [2005], 59頁。

11) 高市 [2005], 29頁。

12) 経済産業省 [2005 a], 16頁。

13) ここで「早くから」と表現したのは、経済産業省が2002年12月に「有限責任組織（LLC等）に関する研究会」を立ち上げる3年前からLLP法導入を要望していたからである。実際のLLP法公布がこの要望書から6年経過しており、法整備の難しさを示している。

14) 枘田 [1998 a], 688頁・枘田 [1998 b], 797頁・高市 [2005], 29頁。

図表2 アメリカの組織形態

組織形態	背景	法人格	組員／所有者／社員			課税
			①責任	②資格	(州当局への登録)	
C Corporation		あり	株主, 社員の全員: 有限責任	特になし	必要	Corporation
S Corporation		あり	株主, 社員の全員: 有限責任	個人又は法人で株主数75以下 米国在住者又は内国法人のみ	必要	Pass-through
General Partnership (GP)		なし	Partner: 無限責任	Partnership agreement 締結により設立	不要	Pass-through
Limited Partnership (LP)		なし	Limited Partner: 有限責任 General Partner: 無限責任	Partnership agreement 締結	かつ必要	Pass-through
Limited Liability Company		あり	Member全員: 有限責任	制限なし	不要	Pass-through とPartnership
Limited Liability Partnership		なし	Member全員: 有限責任	制限なし	不要	Pass-through とPartnership

参考: 柘田 [1998a], 686-691頁・柘田 [1998b], 797-801頁。

任Partnerで構成, 以下LPとする) にLLPの有限責任性のみを付与したLLLPが認められている¹⁵⁾。LLC制度は1977年にワイオミング州で導入された後, さまざまな検討段階を経て1996年に統一LLC法 (Uniform Limited Liability Company Act: ULLCA) が連邦全体法として制定された¹⁶⁾。チェック・ザ・ボックス規制 (Check-the-Box-Regulation) が導入され, Pass-through課税とCorporation課税を選択できることとなった。LLPは弁護士, 公認会計士など人士業組織に活用されている。特に, LLCは金融業や製造業, サービス業など様々な業種に広く普及し, 共同事業やジョイント・ベンチャーなどへの活用が進んでいる。内国歳入庁 (Internal Revenue Service: IRS) によれば, 直近のLLC総数は90万を超えている。

15) LLLPは2001年に制定された統一LP法 (Uniform Limited Partnership Act: ULPA) において, Limited Partnership の認定を単純化されたことにより利用しやすくなっている (NCCUSL [2001], Sections 102 (9), 201 (a)(4) and 404 (c)).

16) NCCUSL [1996], p.1.

② イギリス

2000年にLLP法¹⁷⁾ (Limited Liability Partnerships Act 2000)が新たに制定されるまでは、イギリスのPartnership制度はGeneral Partnership（無限責任Partnerのみで構成）とLimited Partnership（無限責任Partnerと有限責任Partnerで構成，以下LPとする）に区分されていた。また，このLPは地域により法人格の有無が異なるのが特徴で，イングランドやウェールズのLPは法人格を有しないが，スコットランドのLPは法人格を有していた。1990年代に弁護士や公認会計士などの職務義務をめぐる訴訟が増加し，無限責任リスクが高まり，LLP法が制定されることとなった。LLP法は2001年6月施行後，士業だけでなく，デザインやコンテンツ等の産業に普及し，2004年現在でLLP創設は約1万社に及んでいる。さらに，LLP法は会計基準や監査要件に関する最近の変化に対応する形で2005年に改定されている¹⁸⁾。

3. LLP・LLCの会計処理

(1) 計算規定

① LLP法¹⁹⁾

LLP法は会計原則を「組合の会計は，この法律及びこの法律に基づく経済産業省令の規定によるほか，一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」としている（LLP法第28条）。組合員は組合の会計帳簿の作成を義務づけられ（LLP法第29条），事業年度経過後二月以内にその事業年度の組合の貸借対照表，損益計算書及びこれらの付属明細書（以下，財務諸表とする）を作成しなければならない（LLP法第31条第2項）。損益分配については，組合員全ての同意により各組合員が履行した出資額（財務諸表に記載された）に応じて定めることとされている（LLP法第33条）。

LLPへの出資額は「出資金」を用いて，貸借対照表上の純資産の部に出資金，累計利益

17) The Office of Public Sector Information (OPSI) : <http://www.opsi.gov.uk/ACTS/acts2000/20000012.htm> (Limited Liability Partnerships Act 2000). なお，イギリスのLLP法に関する文献については，多田 [2004]，22-23頁，高市 [2005]，29頁などがある。

18) The Department of Trade and Industry [2005]，para 7.

19) LLP法の計算規定は「第四章 計算等」（LLP法第28条～第36条）及びLLP法施行規則「第四章 会計帳簿の記載方法等」（LLP法施行規則第6条～第13条）「第五章 貸借対照表の記載方法等」（LLP法施行規則第14条～第35条）にまとめられている。LLP法及び関連省令などの資料は，経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/economic_organization/llp_seido.htmlを参考にした。

金又は累計損失金及び累計分配金の各部に区分して表示される（LLP法規則第25条）。また資産を時価で評価することで生じた評価差額金については、純資産の部にその内容を示す適当な名称を付してそれぞれ記載する（LLP法規則第26条）。LLPの財産評価については商法施行規則第27条～第33条が準用される。損益計算書は経常損益の部と特別損益の部を設け、営業損益及び営業外損益の部に区分する（LLP法規則第28条）。

② 会社法²⁰⁾

LLCは会社法上で定義される会社の1つであり（第二条第一項）、合名会社、合資会社と合わせて「持分会社」に区分される（第五百七十五条）。その持分会社の会計は「一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする」（第六百十四条）とし、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない（第六百十五条）。持分会社は、成立日の貸借対照表や各事業年度に係る計算書類をそれぞれ作成することとなる（第六百十七条）。事業年度に係る個別計算書類として作成が求められているのは、損益計算書、社員資本等変動計算書及び個別注記表である（計算規則、第百三条第二項）。

また、利益配当については、社員が持分会社に請求することができるが、持分会社がその利益配当の請求方法等を定款に定めることができる（第六百二十一条）。社員に対する損益分配の割合が定款で定められていない場合には、各社員の出資価額に応じて決める（第六百二十二条）。LLC特有の規定では、出資の払戻のために資本金を減少することができる（第六百二十六条）。

(2) 公開草案第19号

① LLP²¹⁾

(個別財務諸表上の取扱い)

LLPへの出資は、LLPの財産の持分相当額を出資金（意思決定及び業務執行に係る関与

20) 主なLLCの計算規定は会社計算規則「第三編 計算関係書類、第一章 総則、第四節 持分会社の個別計算書類」に示されている。また、会社法「第五章 計算等」（第431条～第465条）、会社法施行規則「第三編 持分会社、第一章 計算等」（第159条）においても記載がある。なお、会社法及び関連省令などの資料は、法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp/>で閲覧可能である。

21) 公開草案第19号においてLLPへの出資に関する会計処理は、LLPが民法上の組合の限界に対応して設けられた趣旨を反映し、民法上の組合等への出資の会計処理と同様のものとなっている。組合財産は民法第688条等の準用（LLP法第56条）により組合員間の共有となり、その持分及び持分から生じる損益は直接的に組合員に帰属するという考え方に基づく。

の度合いにより、証券取引法第2条第2項に基づいて有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、当該LLPの営業により獲得した損益の持分相当額を、有限責任の範囲内で当期の損益として計上することになる（Q1,A）。この会計処理は、民法上の組合等への出資と同様に、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成17年2月15日最終改正）（以下、金融商品会計実務指針とする）の第132項による会計処理と同一である。

また、金融商品会計実務指針第308項で規定されている他の組合等への出資と同様に、LLPへの出資（有価証券とみなされるものを含む）は、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することになる（Q1,A）。同指針第308項からLLP出資に伴う会計処理方法は、3つの方法（全展開方式、損益認識方式、純額方式）²²⁾のうちいずれかを選択適用することとなる。図表3はそれら会計処理方法によるちがいを仕訳によって示したものである。

（連結財務諸表上の取扱い）

LLPは民法上の組合等と同様に子会社及び関連会社の範囲に含まれる事業体、すなわち「会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む）」²³⁾とされ、その子会社又は関連会社の判定には支配力基準又は影響力基準が用いられる。なお、LLPが「企業結合に係る会計基準」（以下、企業結合会計基準とする）における共同支配企業に該当する場合は、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下、結合分離会計適用指針とする）に基づき、当該組合に対する共同支配投資企業は持分法に準じた会計処理方法を適用する（結合分離会計適用指針第175項、第190項）。

② LLC

（個別財務諸表上の取扱い）

LLCへの出資は従前の有限会社出資に準じ、個別財務諸表上は「出資金」とし、取得原

22) このような会計処理方法（全展開方式、損益認識方式、純額方式）の表記は佐々木 [2005] を参考にした。

23) 企業会計審議会が1998年10月に公表した「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（一・二）において子会社及び関連会社の範囲が規定されている。なお、LLPが子会社又は関連会社となった場合の取扱いについては、日本公認会計士協会会計制度委員会「金融商品会計に関するQ & A」の投資事業組合の処理（Q71）を参照。

図表3 会計処理方法の選択適用による仕訳のイメージ

<設例>

当社及びX社、Y社は3社共同の研究開発事業を行うジョイント・ベンチャーをLLPとして設立した。

出資比率及び損益分配率（当社：X社：Y社） 1：2：2

当社の当初出資分は20,000千円、前期繰越利益は8,650千円とする。

LLP当期利益は5,000千円である。

*資産、負債、収益、費用はその性質を示す適当な名称を付した科目と当社持分による金額で表示されるが、本設例では便宜上省略している。なお、金額は×××とした。

全展開方式

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
資産*	×××	出資金	28,650 ^{注1)}
		負債*	×××
費用*	×××	収益*	×××

損益帰属方式

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
出資金	1,000 ^{注2)}	収益*	×××
費用*	×××		

純額方式

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
出資金	1,000 ^{注2)}	その他営業外収益	1,000 ^{注2)}

注1) 全展開方式の出資金額：20,000千円＋8,650千円＝28,650千円

注2) 当社の損益分配分：5,000千円×1/(1+2+2)＝1,000千円

参考：佐々木 [2005], 31頁をもとに作成。

価を貸借対照表価額とする。当該LLCの財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は相当の減額を行い、評価差額としては当期の損失に計上（減損処理）する（Q3,A）。

（連結財務諸表上の取扱い）

LLCはLLPと異なり法人格を有するため、一般事業会社と同様に子会社又は関連会社の判定は支配力基準又は影響力基準によって行われる。なお、LLCが共同支配企業に該当する場合は、当該組合に対する共同支配投資企業は持分法に準じた会計処理方法を適用することとなり、LLPと共通している（結合分離会計適用指針第175項、第190項）。

4. 法的性質のちがいと会計処理方法の選択

（1）法的性質のちがい

公開草案第19条は、LLCへの出資に対して当該出資者の持分割合に相当する部分を出資金に反映するのではなく、取得原価を貸借対照表価額とすることとしている。そして、当該LLCの財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は減損処理を行う。これはLLCへの出資を従前の有限会社への出資と同様に解釈している考え方によっている。他方で、LLPへの出資については民法上の組合と同様の会計処理が求められている。当該LLPの営業により獲得した損益の持分相当額を有限責任の範囲内で当期の損益として計上する。明確にLLPとは異なる会計処理である。

しかし、LLCの内部自治の徹底は、株式会社や有限会社よりもむしろLLPや民法上の組合に近い。言い方を変えれば、LLCは法人格を付されたLLPのようなものであり、法人格がないために生じる信用問題に配慮した形となっている。LLCの制度趣旨を考えると、LLCへの出資についてはLLPの出資と同様の会計処理を行うのがのぞましいのではないだろうか。

実際、公開草案第19号の検討段階でもこのような考え方がみられた。他方で、LLCは資産・負債を有した会社であり、他の会社形態への組織変更が認められるなどの事業の持続性や安定性を考慮すると、株式会社に近い性質を有しているとの解釈もできる。最終的には、公開草案第19号は子会社株式の会計処理など既存制度の整合性も含め、後者の考え方（株式会社に近い）を採用したのである。

（2）会計処理方法の選択

公開草案第19号において、LLPの会計処理方法は、全展開方式、損益帰属方式、純額方式の選択適用が認められている。それは以下のような背景からである。LLPでは出資者の労務や知的財産などを反映して損益分配率を設定することができる。その際には、組合契約により出資比率と損益分配率を異なって定めることとなる。この出資比率と損益分配比率の違いが生じた場合、全展開方式を採用する組合員の会計処理上、貸借対照表上の持分相当額算定が問題となる²⁴⁾。出資金を除く持分相当額を損益分配率で算定することで評価差額が生じる。それに対して、損益帰属方式や純額方式はLLPの損益のみを対象とするた

24) 佐々木 [2005], 32頁において今後検討すべき論点と指摘されている。

め、評価差額の問題は生じない。

金融商品会計実務指針第308条では、任意組合、パートナーシップの法律上の財産が組合員又はパートナーの共有とされていることを考慮して全展開方式（組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書も同様に処理する方法）が行われる実務もあるとしながら、純額方式を原則的処理としている。というのも、出資者が資金運用として出資する場合や有限責任特約が付与される場合などは、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書において持分相当額を純額で取り込む方法（純額方式）が適切とする考え方があるからである。また、状況によっては損益帰属方式（貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法）が認められるとしている。

他方で、同実務指針では、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり、貸借対照表及び損益計算書について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でないことも想定している。最終的な結論として、3つの会計処理方法（全展開方式、損益帰属方式、純額方式）が選択適用されることとなった。

最近の国際的趨勢として、複数の会計処理方法からいずれかを選択適用するのは、粉飾決算や会計数値の不透明性を生じさせるという選択適用に対する消極的な考え方が広がっている。会計処理方法の選択適用を利用した大企業の粉飾決算が国内外で相次いでいる。そのため、1つの会計事象・取引に対して会計処理方法を1つとする「1事象1処理」がのぞましいとする考え方が優勢となっている。その典型例が企業結合におけるパーチェス法の適用である。

企業結合時の会計処理では、取得割合によって取得企業と被取得企業のいずれかが必ず判定できるため、被取得企業の受入純資産額を時価評価するパーチェス法のみが適するとする考えである。国際会計基準や欧米各国の会計基準を中心に持分プーリング法が排除されたが、わが国の会計基準ではパーチェス法を原則としながら、企業実務における対等合併に配慮し、持分プーリング法を一部ではあるが認めている。この点がわが国の会計基準のコンバージェンスや同等性評価における問題の一つとされている。組合等への出資の会計処理は、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとされた。しかし、LLPの会計処理方法の選択適用がわが国の実務を反映するからといって、国際的な会計基準の統一化の動きが進んでいる現状で、別の独立した問題と捉えられそうもない。

5. 結論—今後の課題—

本論文では、LLP・LLC出資者の会計処理上の問題を、公開草案第19号を中心に検討した。検討にあたりLLP・LLCそれぞれを規定するわが国の法制度をアメリカ、イギリスの制度を含め概観した。そして、LLP法及び会社法における主な計算規定と公開草案第19号における出資者の会計処理について整理した。

そして、公開草案第19号について、法的性質のちがいと会計処理方法の選択という2つの論点で検討した。第一に、LLP、LLCの各出資者の会計処理が異なるのは、LLCが株式会社に近い性質を有しているのに対し、LLPが民法上の組合的性質を有しているという法的性質によるところである。

公開草案第19号では、事業の永続性や安定性をもつLLCは、一般事業会社が行う子会社株式の会計処理などを前提に、出資額を取得原価によって貸借対照表上で表示することとされている。これはLLCへの出資を従来の有限会社への出資と同様に取り扱っている。他方で、LLPへの出資は民法上の組合と同様の会計処理を求めているが、そもそもLLCはLLPと同様に徹底した内部自治を特徴としており、民法上の組合的性質を有する事業体である。これまでの組織形態にはない新たな事業体として導入されたしくみであるがゆえ、LLCの会計処理のあり方も既存制度をあてはめるのが妥当であるとは必ずしもいえないであろう。公開草案第19号の検討段階でもこのような考え方がみられた。LLCの特徴である「内部自治型の会社組織」という長所を生かすような会計処理は何なのかをまず考える必要があるように思う。

もう1つの論点は、LLPの会計処理方法の選択に関してである。LLPへの出資に対して3つの会計処理方法の選択適用が認められている。金融商品会計実務指針第308条にあるように、組合等への出資の会計処理は、組合契約の多様性や経営者（出資者）の出資目的などの面で会計処理方法の一元化が難しいとされる。しかし、日本企業のLLP活用が増加していけば、財務諸表の比較可能性の問題が国際的にも生じてくる。そうなれば、LLPの複数ある会計処理方法の選択可能性が問題となるであろう。

参考文献

The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws (NCCUSL) [1996],
Uniform Limited Liability Company Act, 1996.

- The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws (NCCUSL) [2001], *Uniform Limited Partnership Act*, 2001.
- The Department of Trade and Industry [2005], *Explanatory Memorandum to the Limited Liability Partnerships Act (Amendment) Regulations 2005*, 2005 No.1989.
- 石井芳明 [2005], 「日本版LLP制度の導入について—共同事業のためのパートナーシップ型の新組織」『旬刊経理情報』第1077号 (3月10日), 59-63頁。
- 企業会計基準委員会 [2005], 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(12月27日)。
- 企業会計基準委員会 [2006], 実務対応報告公開草案第19号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」(1月27日)。
- 企業会計審議会 [1997], 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(6月6日)。
- 企業会計審議会 [1998], 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(10月)。
- 企業会計審議会 [2003], 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(10月31日)。
- 経済産業省 [2003], 有限責任組織(LLC等)に関する研究会報告書「人的資産を活用するための新しい組織形態に関する提案—日本版LLCに向けて—」(11月)。
- 経済産業省 [2004], 「有限責任事業組合制度の創設の提案(中間とりまとめ)」(12月17日)。
- 経済産業省 [2005a], 「有限責任事業組合契約に関する法律案について」(2月4日)。
- 経済産業省 [2005b], 「有限責任事業組合契約に関する法律」(同年5月6日公布, 法律第40号, 同年8月1日施行)。
- 経済産業省 [2005c], 「有限責任事業組合契約に関する法律施行規則」(経済産業省令第74号)。
- 経済産業省 [2005d], 「First 100 LLPs ~最初の100件のLLP~」(12月)。
- 佐々木浩一郎 [2005], 「LLPと出資者の会計処理」『税務弘報』第53巻第13号(11月), 22-36頁。
- 高市邦仁 [2005], 「有限責任事業組合(LLP)制度の創設について」『JICPAジャーナル』第17巻第8号(8月), 29-34頁。
- 多田雄司 [2004], 「英国のLLP制度の実態」『旬刊経理情報』第1060号(9月20日), 22-25頁。
- 日本経済団体連合会 [1999], 政策提言要望書「わが国産業の競争力強化に向けた第1次提言」(5月18日)。
- 日本公認会計士協会 [2005], 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(同年2月15日最終改正)。
- 林幹, 荒井優美子 [2005], 「LLP制度の概要と活用のポイント」『税務弘報』第53巻第13号(11月), 14-25頁。
- 増島雅和 [2005], 「LLPとLLCの比較と実務に対する示唆」『JICPAジャーナル』第17巻第7号(7月), 74-76頁。
- 柘田淳二 [1998 a], 「アメリカの新しい事業形態—LLC, LLPおよびLLLPの展開—(上)」『国際商事法務』第26巻第7号(7月), 685-692頁。
- 柘田淳二 [1998 b], 「アメリカの新しい事業形態—LLC, LLPおよびLLLPの展開—(下)」『国際商事法務』第26巻第8号(8月), 796-804頁。
- 法務省 [2005 a], 「会社法」(同年6月29日公布, 法律第86号)。
- 法務省 [2005 b], 会社法パンフレット「使える・使おう会社法」, 法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji96.pdf>。

LLP・LLCの会計問題（齋藤雅子）

法務省 [2006 a], 「会社法施行規則」(同年2月7日, 法務省令第12号)。

法務省 [2006 b], 「会社計算規則」(同年2月7日, 法務省令第13号)。